

# 「すぐに購入できる物件」の売払い手続きの流れ

## ①購入申込の受付

【受付期間】

令和8年6月29日(月)から  
令和9年2月26日(金)まで

- ① 購入申込み
- (ア) 提出書類
  - ・「県有財産購入申込書」
  - ・「誓約書」
  - ・共同購入の場合は「代表者選任届」
  - ・法人の場合は役員等一覧
- (イ) 提出先: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県総務部県有財産経営室  
電話:097-506-2972 メール:a11150@pref.oita.lg.jp
- (ウ) お持ちになる又は郵送(配達記録が残る方法に限る)、メールで提出してください。ただし、メールで提出の場合は、到着確認を電話で必ず行うこと。

## ②申込書審査及び契約予定者決定

- ② 申込書審査及び契約予定者決定
- (ア) 受付した購入申込書は、申込資格審査の後、契約予定者を決定し、文書により通知します。なお、資格審査の際は県警本部に照会します。
- (イ) 同日の日に複数の購入申込書を受付したときは、後日くじ引きにより契約予定者を決定します。

## ③契 約

【契約予定者決定通知書受領日から7日以内に契約書等提出】

- ③ 契 約
- (ア) 県有財産売買契約書の提出
  - ・契約予定者決定通知書受領の日から7日以内に契約書及び契約に必要な収入印紙を提出してください。
- (イ) 契約保証金(契約額の100分の10以上)
  - ・契約書提出の際に納めていただきます。
  - ・契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。

## ④売買代金の支払い

【指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入】

- ④ 売買代金の支払い
- (ア) 売買代金
  - ・契約保証金を充当した差額を請求します。
- (イ) 納期限
  - ・指定された納期限(原則として、納入通知書発行の日から15日以内)までに納入してください。

## ⑤所有権の移転登記

- ⑤ 所有権の移転登記
- (ア) 登記手続き
  - ・手続きは県が行います。
- (イ) 手続きに必要な費用
  - ・登録免許税等の費用は購入者の負担となります。